

2021年2月1日

お客さま 各位

岡崎信用金庫

## インターネットバンキングに関する利用規定改訂について

平素は岡崎信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、インターネットバンキングに関する利用規定を下記の通り改訂いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改訂日

2021年4月1日（木）

#### 2. 改訂する利用規定

- ・おかしんビジネスダイレクト利用規定
- ・おかしんパーソナルダイレクト利用規定

#### 3. 改訂目的

- ・「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」「サービスの利用停止・利用停止解除」「解約等」の3条項に関して、ビジネスダイレクトおよびパーソナルダイレクト両規定の内容統一
- ・パーソナルダイレクトの強制解約事項に「相続の開始があった場合」を追加
- ・その他の軽微な変更

#### 4. 改訂内容

改訂内容の詳細については「おかしんビジネスダイレクト利用規定新旧対照表」および「おかしんパーソナルダイレクト利用規定新旧対照表」をご確認ください。

以上

＜お問い合わせ先＞

岡崎信用金庫EBサービス 0120-251-039

受付時間 午前8時45分～午後7時00分

（土日、祝日、12月31日～1月3日除く）

※新型コロナ感染拡大防止のため12:30～13:30まで休止時間を設けさせていただいております。

おかしんビジネスダイレクト利用規定新旧対照表

変更後	変更前
<p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p><u>ご契約先の番号等</u>または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、速やかに当金庫および警察に通知をされていること。</u></p> <p><u>(2) ご契約先が前(削除)号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なお説明をいただいていること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. 補償対象期間および補償対象額</p> <p>当金庫は、ご契約先より補償の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害額（手数料や利息を含みます）に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償するものとします。ただし、当金庫所定の金額を限度として補償します。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>第2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、<u>番号等</u>または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p>	<p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p><u>契約者 ID、利用者 ID、各種暗証番号等（以下「本人確認情報」といいます）</u>または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p><u>(1) おかしんビジネスダイレクトにおける不正送金であること。</u></p> <p><u>(2) ご契約先が(追加)不正送金被害をご確認された場合に、速やかに当金庫および警察への届出がなされていること。</u></p> <p><u>(3) ご契約先が前(1)号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なお説明をいただいていること。</u></p> <p><u>(4) 不正な資金移動等を防止するため、以下の通り適切な措置をとっていること。</u></p> <p><u>①当金庫が推奨する環境で本サービスを利用していること。</u></p> <p><u>②基本ソフト（OS）やブラウザなど、各種ソフトが最新の状態に更新されていること。</u></p> <p><u>③セキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に更新されていること。</u></p> <p><u>④本人確認情報について、以下の通り適切に管理していること</u></p> <p><u>(ア) 名前などの個人情報からは推測されないこと。</u></p> <p><u>(イ) 英単語などをそのまま使用せず、英字と数字が混在していること。</u></p> <p><u>(ウ) 類推しやすい並び方や安易な組み合わせにしないこと。</u></p> <p><u>(エ) 本人確認情報や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与していないこと。</u></p> <p><u>(オ) 本人確認情報を端末に保存していないこと。</u></p> <p><u>⑤以下の当金庫が提供するセキュリティ対策を利用していること。</u></p> <p><u>(ア) ワンタイムパスワードを利用していること。</u></p> <p><u>(イ) 電子証明書方式をご利用の場合は、電子証明書をインストールしていること。</u></p> <p>2. 補償対象期間および補償対象額</p> <p>当金庫は、ご契約先より補償の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害額（手数料や利息を含みます）に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償対象とします。ただし、当金庫所定の金額を限度として補償します。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>第2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、<u>本人確認情報</u>または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p>

第1項・第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当金庫は補償を行わないか補償の減額を行います。

- (1) 不正な資金移動等が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。
- (2) ご契約先が法人または個人事業主の場合、当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）、およびその親族によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
- (3) ご契約先が個人または個人事業主の場合、当該資金移動が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
- (4) 被害状況についての当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。
- (5) (削除) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。
- (6) 本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。
- (7) 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
- (8) 当金庫が指定するセキュリティ対策およびご契約先に発信している各種の注意喚起、依頼事項にご対応いただけない場合。

(削除)

- (9) 当金庫がご契約先の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。
- (10) ご契約先にて不正な資金移動等の被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。

(削除)

(11) 以下の通り、不正な資金移動等を防止するための適切な措置をとっていない場合。

- ① 当金庫が推奨する環境で本サービスを利用していない場合。
- ② 基本ソフト（OS）やブラウザなど、各種ソフトを最新の状態に更新していない場合。
- ③ セキュリティ対策ソフトを導入していない、もしくは最新の状態に更新していない場合。
- ④ 以下の通り、番号等を適切に管理していない場合。
  - (ア) 名前などの個人情報から推測されやすい番号等を使用している。
  - (イ) 番号等に英単語などをそのまま使用し、または英字と数字が混在していない。
  - (ウ) 番号等が類推しやすい並び方や安易な組み合わせになっている。
  - (エ) 番号等や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与する。
  - (オ) 番号等を端末に保存する。
- ⑤ 当金庫が提供する以下のセキュリティ対策を利用していない場合。
  - (ア) ランタイムパスワードを利用していない。
  - (イ) 電子証明書方式をご利用の場合は、電子証明書をインストールしていない。

第1項・第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当金庫は補償を行わないか補償の減額を行います。

- (1) 不正送金が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。
  - (2) 法人の場合は法人関係者およびその親族、個人事業主の場合は事業関係者およびその親族の犯行であることが判明した場合。
- (追加)
- (3) 被害状況について (追加) 当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。
  - (4) 本人確認情報または電子証明書の盗取等が、戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して (追加) 行われた場合。
  - (5) 本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。
  - (6) 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
  - (7) 当金庫が (追加) お客様に発信している各種の注意喚起および依頼事項にご対応いただけない場合。

(8) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に本人確認情報を入力してしまった場合。

- (9) 当金庫がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。
- (10) お客様にて不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。

(11) 無料 Wi-Fi スポットなど公衆面前の場で本サービスの操作を行うなど、第三者により情報を盗取されやすい状況下で操作を行っていた場合。

(12) 利用者のメールアドレスを登録せず、またメールアドレスを変更したが当金庫への連絡を怠り資金移動通知メールが受信できない状態にあった場合。

(13) 不審なログオン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。

(追加)

<p><u>(12)</u> その他<u>ご契約先</u>の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金について<u>ご契約先</u>に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、<u>ご契約先</u>が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、<u>ご契約先</u>の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して<u>ご契約先</u>が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p><u>(14)</u> その他<u>お客様</u>の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金について<u>お客様</u>に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、<u>お客様</u>が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、<u>お客様</u>の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して<u>お客様</u>が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>第13条 サービスの利用停止・利用停止解除</p> <p>1. 利用停止 (1) 当金庫は安全対策のため、または不正取引行為を防止するために必要と判断した場合、ご契約先に事前に通知することなく、いつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。 (2) 前<u>(削除)</u>号の利用停止により、そのときまでに処理が完了していない取引については、別途当金庫所定の手続きが必要となります。</p> <p>2. 利用停止解除 第1項において利用停止した後の利用停止解除は、当金庫所定の手続きにより対応することとします。</p> <p>3. 免責規定 (1) 当金庫が行う利用停止措置は、当金庫よりご契約先に対し不正取引が発生しないことを保証するものではありません。 (2) 当金庫は本条<u>(削除)</u>により、ご契約先に対し利用停止措置義務を負うものではありません。 (3) 本条による利用停止または利用停止解除によりご契約先に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第13条 サービスの利用停止・利用停止解除</p> <p>1. 利用停止 (1) 当金庫は安全対策のため、または不正取引行為を防止するために必要と判断した場合、ご契約先に事前に通知することなく、いつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。 (2) 前<u>(1)</u>号の利用停止により、そのときまでに処理が完了していない取引については、別途当金庫所定の手続きが必要となります。</p> <p>2. 利用停止解除 第1項において利用停止した後の利用停止解除は、当金庫所定の手続きにより対応することとします。</p> <p>3. 免責規定 (1) 当金庫が行う利用停止措置は、当金庫よりご契約先に対し不正取引が発生しないことを保証するものではありません。 (2) 当金庫は本条<u>規定</u>により、ご契約先に対し利用停止措置義務を負うものではありません。 (3) 本条による利用停止または利用停止解除によりご契約先に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>第14条 解約等</p> <p>1. 都合解約 本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。 なお、ご契約先からの解約の通知は、<u>(削除)</u>当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が次の各号の<u>いずれか</u>に該当した場合、当金庫はいつでも、ご契約先に対し事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。 <u>この場合、ご契約先への解約通知の到着いかにかわらず、当金庫が解約通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</u> (1) ご契約先の住所および営業所所在地が当金庫の定める本支店訪問地域外となった場合。 (2) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。 (3) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかった場合。 (4) 当金庫との取引約定に違反した場合、もしくはその他当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の</p>	<p>第14条 解約等</p> <p>1. 都合解約 本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。 なお、ご契約先からの解約の通知は、<u>当金庫に所定の書面を提出し</u>、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が次の各号<u>(追加)</u>に該当した場合、当金庫はいつでも、ご契約先に対し事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。 <u>(追加)</u> (1) ご契約先の住所および営業所所在地が当金庫の定める本支店訪問地域外となった場合。 (2) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。 (3) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかった場合。 (4) 当金庫との取引約定に違反した場合、もしくはその他当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の</p>

理由が生じた場合。

- (5) お客様カード等が不着などで返戻された場合
- (6) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (7) 支払の停止・破産・会社更正・民事再生手続開始の申し立てがあった場合、もしくは特別清算・会社整理開始の申し立てがあった場合。
- (8) ご契約先の預金口座に対して差し押さえがされた場合。
- (9) 営業の全部または一部の譲渡・会社分割・合併・解散の決議があった場合。
- (10) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (11) 相続の開始があった場合。

(12) 番号等の不正使用があった場合、もしくは本サービスを不正利用した場合。

(13) ~ (14) (略)

(15) 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前①から④に準ずる行為。

(16) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断した場合。

(17) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合。

#### 5. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理(削除)する義務を負いません。本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、番号等はすべて無効となります。

理由が生じた場合。

- (5) 「お客様カード」が郵便不着等で返戻された場合。
- (6) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (7) 支払の停止・破産・会社更正・民事再生手続開始の申し立てがあった場合、もしくは特別清算・会社整理開始の申し立てがあった場合。
- (8) ご契約先の預金口座に対して差し押さえがされた場合。
- (9) 営業の全部または一部の譲渡・会社分割・合併・解散の決議があった場合。
- (10) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (追加)

(11) 各種暗証番号の不正使用(追加)、もしくは本サービスを不正利用した場合。

(12) ~ (13) (略)

(14) 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他(追加)①から④に準ずる行為。

(15) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。

(16) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

#### 5. 解約後の処理

本サービスの契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼に関し、当金庫は処理をする義務を負いません。本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、契約者ID、利用者ID、各種暗証番号等はすべて無効となります。

おかしんパーソナルダイレクト利用規定新旧対照表

変更後	変更前
<p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p>ご契約先の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、<u>(削除)</u>ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。<u>(削除)</u></p> <p>(1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、<u>速やかに当金庫および警察に通知をされていること。</u></p> <p>(2) <u>ご契約先が前号の被害に関する当金庫および警察の調査に対し協力し、十分なご説明をいただいていること。</u><u>(削除)</u></p> <p>2. 補償対象期間および補償対象額</p> <p><u>当金庫は、ご契約先より補償の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、(削除)当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前日以降になされた不正な資金移動等に係る損害額（手数料や利息を含みます。）(削除)に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとし、<u>ただし、当金庫所定の金額を限度として補償します。</u></u></p> <p>3. 適用の制限</p> <p>前2項の定めは、<u>第1項に係る当金庫への通知が、番号等の盗取等</u>（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p><u>第1項・第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合 (削除)、当金庫は補償を行わないか補償の減額を行います。</u></p> <p><u>(1) 不正な資金移動等が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。</u><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) ご契約先が法人または個人事業主の場合、当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）、およびその親族によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u></p>	<p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p>ご契約先の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、<u>個人</u>のご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。<u>ただし、個人事業主のご契約先の補償につきましては、別に当金庫が定める上限を限度に請求することができますこととします。</u></p> <p>(1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、<u>当金庫に速やかにご通知いただいていること。</u></p> <p>(2) <u>(追加)</u>前号の被害に関する当金庫 <u>(追加)</u>の調査に対し、<u>ご契約先から</u>十分なご説明をいただいていること。</p> <p><u>(3) ご契約先が(1)号の被害に関する警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。</u></p> <p>2. <u>(追加)</u> 補償対象額</p> <p><u>前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害 (追加)（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとし、<u>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に故意または過失がある場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</u></u></p> <p>3. 適用の制限</p> <p>前2項の定めは、<u>本条1項に係る当金庫への通知が、ご契約者の番号等の盗取等が行われた日</u>（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年以内に行われなかった場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p><u>第2項にかかわらず、次の (追加) いずれかに該当する場合は、当金庫は補償いたしません。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人等によって行われた場合。</p> <p>②ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p><u>(追加)</u></p>

<p>(3) <u>ご契約先が個人または個人事業主の場合、当該資金移動が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u></p> <p>(4) <u>被害状況についての当金庫または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合。</u></p> <p>(5) <u>戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</u></p> <p>(6) <u>本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合。</u></p> <p>(7) <u>第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。</u></p> <p>(8) <u>当金庫が指定するセキュリティ対策およびご契約先に発信している各種の注意喚起、依頼事項にご対応いただけない場合。</u></p> <p>(9) <u>当金庫がご契約先の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合。</u></p> <p>(10) <u>ご契約先にて不正な資金移動等の被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合。</u></p> <p>(11) <u>以下の通り、不正な資金移動等を防止するための適切な措置をとっていない場合。</u></p> <p>① <u>当金庫が推奨する環境で本サービスを利用していない場合。</u></p> <p>② <u>基本ソフト（OS）やブラウザなど、各種ソフトを最新の状態に更新していない場合。</u></p> <p>③ <u>セキュリティ対策ソフトを導入していない、もしくは最新の状態に更新していない場合。</u></p> <p>④ <u>以下の通り、番号等を適切に管理していない場合。</u></p> <p>(ア) <u>名前などの個人情報から推測されやすい番号等を使用している。</u></p> <p>(イ) <u>番号等に英単語などをそのまま使用し、または英字と数字が混在していない。</u></p> <p>(ウ) <u>番号等が類推しやすい並び方や安易な組み合わせになっている。</u></p> <p>(エ) <u>番号等や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与する。</u></p> <p>(オ) <u>番号等を端末に保存する。</u></p> <p>⑤ <u>ワンタイムパスワードを利用していない場合。</u></p> <p>(12) <u>その他ご契約先の故意または過失、注意義務違反に起因している場合。</u></p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてご契約先に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、ご契約先が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、ご契約先の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してご契約先が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) <u>戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてご契約先に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求 <u>(追加)</u> 応じることができません。また、ご契約先が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合 <u>(追加)</u> は、当該補償の行った金額の限度において、ご契約者の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して <u>お客様</u> が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>第17条 <u>サービスの利用停止・利用停止解除</u></p> <p>1. <u>利用停止</u></p> <p>(1) <u>当金庫は安全対策のため、または不正取引行為を防止するために必要と判断した場合、ご契約先に事前に通知することなく、いつでも本サービスの利用</u></p>	<p>第17条 <u>利用停止等</u></p> <p><u>不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サー</u></p>

<p><u>を停止することができるものとします。</u>  <u>(2) 前号の利用停止により、そのときまでに処理が完了していない取引については、別途当金庫所定の手続きが必要となります。</u></p> <p><u>2. 利用停止解除</u>  <u>第1項において利用停止した後の利用停止解除は、当金庫所定の手続きにより対応することとします。</u></p> <p><u>3. 免責規定</u>  <u>(1) 当金庫が行う利用停止措置は、当金庫よりご契約先に対し不正取引が発生しないことを保証するものではありません。</u>  <u>(2) 当金庫は本条により、ご契約先に対し利用停止措置義務を負うものではありません。</u>  <u>(3) 本条による利用停止または利用停止解除によりご契約先に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p><u>ビスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができません。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。</u></p>
<p>第18条 解約等</p> <p>1. 都合解約  本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。  なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 代表口座の解約  代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。</p> <p><u>3. サービス利用口座の解約</u>  <u>サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとみなします。</u></p> <p><u>4. サービスの強制解約</u>  <u>ご契約先が次の各号のいずれかに該当した場合、当金庫はいつでも、ご契約先に対し事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</u>  <u>この場合、ご契約先への解約通知の到着いかんにかかわらず、当金庫が解約通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</u></p> <p><u>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。</u>  <u>(2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延した場合。</u>  <u>(3) 当金庫との取引約定に違反した場合 (削除)、もしくはその他当金庫が (削除) 本サービスの解約を必要とする相当の理由が生じた場合。</u>  <u>(4) お客様カード等が不着などで返戻された場合。</u>  <u>(5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。</u>  <u>(6) 支払の停止・破産・民事再生 (削除) 手続開始の申し立てがあった場合。</u>  <u>(7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</u>  <u>(8) 相続の開始があった場合。</u>  <u>(9) 後見、保佐または補助開始の審判がなされたとき、もしくは任意後見契約の効力が生じた場合。</u>  <u>(10) 番号等の不正使用があった場合、もしくは本サービスを不正利用した場合。</u>  <u>(11) 詐欺または詐欺と疑われる行為を行っている</u>  <u>と当金庫が判断した場合。</u>  <u>(12) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</u>  <u>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p>	<p>第18条 解約等</p> <p>1. 都合解約  本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。  なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 代表口座の解約  代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3. サービスの強制解約</u>  <u>ご契約先に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、ご契約先に (追加) 事前 (追加) 通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</u>  <u>(追加)</u></p> <p><u>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</u>  <u>(2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき</u>  <u>(追加)</u>  <u>(3) お客様カード等が不着などで返戻されたとき</u>  <u>(4) 住所変更 (追加) の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となったとき</u>  <u>(5) 支払の停止または破産、民事再生の手続開始の申し立てがあったとき</u>  <u>(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>  <u>(7) 相続の開始があったとき</u>  <u>(8) 後見、保佐または補助開始の審判がなされたとき、もしくは任意後見契約の効力が生じたとき</u>  <u>(9) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</u>  <u>(追加)</u>  <u>(10) 依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u>  <u>①暴力団</u>  <u>②暴力団員</u>  <u>③暴力団準構成員</u>  <u>④暴力団関係企業</u>  <u>⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u>  <u>⑥その他前①～⑤に準ずる者</u></p>



②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(13) (削除) 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前①から④に準ずる行為。

(14) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断した場合。

(削除)

(15) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合。

#### 5. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、番号等は (削除) すべて無効となります。

#### 6. ご契約先による取引の中止

ご契約先は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。

IB取引中止をした場合は次のとおり取扱します。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、ご契約先は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、ご契約先は当金庫に連絡の上、所定の手続きを行ってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫の所定の方法により取り扱うものとします。

(11) 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前①から④に準ずる行為

(12) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されるおそれがあると当金庫が判断したとき

(13) 当金庫との取引約定に違反した場合等、(追加) 当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

(14) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき

#### 4. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。

#### 5. ご契約先による取引の中止

ご契約先は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。

IB取引中止をした場合は次のとおり取扱します。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、ご契約先は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、ご契約先は当金庫に連絡の上、所定の手続きを行ってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫の所定の方法により取り扱うものとします。